「関東地方における稲作の特徴と制度的環境（１）」（日本農業研究所研究報告『農業研究』第 38 号（2025 年）pp.393-412）　正誤表

頁	行	誤	正
407	25～26	農業再生協議会事務局、茨城県産地振興課、JA 茨城中央会農業政策推進室	経営所得安定対策等に関する県農業再生協議会事務局は、茨城県産地振興課と JA 茨城県中央会であり、この２部署
408	3	そして、	そして、これらの結果を踏まえて、
409	1	の目安」の方針が各地域農業再生協議会に伝えられる	に係る基本方針（案）」が各地域農業再生協議会に伝えられ意見聴取が行われる
409	11	生産の目安をできるだけ減らさない	生産者の作付け意欲や県産米の販売実績を考慮して、生産の目安を確保する
409	19	変	複雑
410	5	ことに成功して	方針となって
410	9	工夫	、県産米の状況を整理して算定方法を工夫
410	13～16	複雑になるため、（中略）入れないようになって	地域間の利害調整にも関係するため、地域農業再生協議会を県農業再生協議会の会員としていない。その代替措置として意見聴取の場を設け、方針や目安等に反映させて
410	19～21	特徴があるほか、（中略）話す。	特徴がある。
410	22～28	「生産の目安」は、（中略）あったという。	「生産の目安」は、農林水産省の水田全国会議にて、都道府県別の民間在庫量を考慮して計算処理するよう要請する場面があり、目安算定に取り入れた。
410	30	2023 年度以降、目安の達成状況に応じて 30%	2022 年度以降、目安の達成状況や非主食用米の作付面積の増減に応じて 3%
411	2	伝え	意見聴取し